

レインフォレスト・アライアンス ラベル表示と商標に関する方針

レインフォレスト・アライアンスの
商標の使用と承認について

2020 版(第 1.2 版)

更新: 2022 年 5 月



信頼性を構築するための
適切なラベル表示とマーケティング

**RAINFOREST
ALLIANCE**



目次

| | | |
|------|------------------------------------|----|
| 1 | はじめに | 4 |
| 1.1 | 改訂履歴 | 5 |
| 1.2 | レインフォレスト・アライアンスの商標の概要 | 6 |
| 1.3 | 商標の使用に際しての前提条件 | 8 |
| 2 | 製品のラベル表示 | 9 |
| 2.1 | 単一原料製品 | 9 |
| 2.2 | 複数原料製品 | 10 |
| 2.3 | 認証マーク使用の資格条件を満たさない製品 | 14 |
| 2.4 | 特別な場合のラベル表示に際しての要件 | 15 |
| 3 | パーム油製品のラベル表示 | 17 |
| 3.1 | 認証マーク使用の資格条件 | 17 |
| 3.2 | ラベル表示に際しての要件 | 17 |
| 4 | ハーブおよびスパイス製品のラベル表示 | 19 |
| 4.1 | 単一原料製品 | 19 |
| 4.2 | 複数原料製品 | 20 |
| 5 | 森林製品のラベル表示 | 26 |
| 5.1 | 認証マーク使用の資格条件 | 26 |
| 5.2 | ラベル表示に際しての要件 | 27 |
| 6 | 販促物 | 28 |
| 6.1 | 広告素材 | 28 |
| 6.2 | ウェブサイト、プレスリリース | 29 |
| 6.3 | 会社に関する資料 | 29 |
| 7 | レインフォレスト・アライアンスについての説明方法 | 31 |
| 8 | 第三者による商標の使用 | 32 |
| 8.1 | レインフォレスト・アライアンスによるマーケティングの支援 | 32 |
| 9 | 承認の手順 | 33 |
| 9.1 | 素材の準備 | 33 |
| 9.2 | 素材の提出 | 33 |
| 9.3 | 承認までの所要時間 | 34 |
| 9.4 | 承認の有効期間 | 34 |
| 10 | 例外 | 35 |
| 10.1 | レインフォレスト・アライアンスのカエル不使用の認証マーク | 35 |
| 10.2 | 不可抗力 | 35 |
| 10.3 | 一時的な供給不足 | 36 |
| 10.4 | その他の例外 | 37 |



| | |
|---------------------------|----|
| 11 本文書について..... | 38 |
| 11.1 各国語版..... | 38 |
| 11.2 お問い合わせ先..... | 38 |
| 付録 | 39 |
| 付録A: 認証基準 | 39 |
| 付録B: ハーブ類・スパイス類..... | 39 |
| 付録C: 以前の商標の段階的廃止 | 40 |
| 付録D: 認証マーク使用の資格条件の例 | 41 |



1 はじめに

レインフォレスト・アライアンスは、2020年5月に新しい認証マークの使用を開始し、それに合わせて新しい「ラベル表示と商標に関する方針」を導入しました。ラベル表示プログラムを改善する努力を常に継続していますが、その成果としてこのほど、この更新版を発行することになりました。その目的は、レインフォレスト・アライアンスの認証マークおよび他の商標¹の使用に際しての正確さ、信頼性、一貫性を全世界で向上させることにあります。これにより、レインフォレスト・アライアンスの価値と完全性を保護できるようになり、ひいてはその商標をご利用になっている皆様を保護することにつながります。

レインフォレスト・アライアンス認証マークは、世界的に認知度を高めつつあり、この認証マークが付いた製品を購入することで環境と社会に対する責任の遂行をサポートできるということを、組織や消費者の皆様にご保証しています。

本文書は、主に次の3つの点において組織の皆様を支援することを目的としています。

- a) [製品](#)や[販促物](#)にレインフォレスト・アライアンス認証マークや他の商標¹を表示してもよいかどうかを判断する。
- b) 個別の状況に応じた要件を理解する。
- c) レインフォレスト・アライアンスの[商標¹の使用に対して承認を受けるための手順](#)に従う。

本文書の補足資料として[レインフォレスト・アライアンスの認証マークのグラフィック・ガイドライン](#)が策定されており、このガイドラインは、参照を通じて本方針の一部とされています。本方針では、商標使用に関する要件、資格条件、手順を規定する一方、グラフィック・ガイドラインでは、レインフォレスト・アライアンス認証マークを表示する素材をデザインする際のフォーマットの規則を説明しています。

本文書で規定する要件は、製品パッケージのデザイン、販促物(例:ウェブサイト、店頭表示)、そのほかレインフォレスト・アライアンス認証作物やレインフォレスト・アライアンスとの協力関係をB2CとB2Bの両方の目的で訴求するあらゆる情報発信において、レインフォレスト・アライアンスの商標を使用したいと考えるすべての組織に適用されます。また、ジャーナリストや学術研究者などの[第三者による使用](#)も、本文書の適用対象に含まれます。個別の状況に応じた具体的な要件は、それぞれに該当する章をご覧ください。

¹ レインフォレスト・アライアンスの商標には、次のものが含まれます。

- a) レインフォレスト・アライアンス認証マーク
- b) レインフォレスト・アライアンスのフォレスト・アライズ[®]のマーク
- c) レインフォレスト・アライアンスのロゴ
- d) 「Rainforest Alliance」の名称
- e) 「Rainforest Alliance Certified」の表現



1.1 改訂履歴

レインフォレスト・アライアンスは、サービスおよびラベル表示プログラムを改善するための継続的な取り組みの一環として、本文書(および各国語版)を定期的に改訂・更新しています。その取り組みの狙いは、プログラムの効率、有効性、柔軟性を絶えず評価して向上させていくことです。一部の記載を明確にしたり文法などの誤りを訂正したりする際には通知なく改訂することがありますが、より実質的な更新を行う際には少なくとも3か月前に通知いたします。これまでの改訂履歴は、次のとおりです。

| | |
|----------------------------|---|
| 第1.0版 (2020年5月) | レインフォレスト・アライアンスの「ラベル表示と商標に関する方針」の初版は2020年5月に発行され、それと同時に新しいレインフォレスト・アライアンス認証マークが導入されました。2018年にレインフォレスト・アライアンスとUTZが合併し、新しい組織戦略が策定されたことを反映していました。この新しい方針は、「レインフォレスト・アライアンスの商標使用要件およびガイドライン」と「UTZラベルマークおよび商標方針」の両方の優れた部分を組み合わせることで簡素化するとともに、新しい内容を盛り込んでいました。 |
| 第1.1版 (2020年10月) | 2020年10月に発行された更新版では、説明を明確にしたほか、次の変更点を加えました。 <ul style="list-style-type: none">● 認証マークと文言から上付き文字を削除しました。● カエル不使用の認証マークのデザインを導入しました。● フォレスト・アライズに関する章を追加しました。● 複数原料製品のラベル表示に関する説明を明確にし、「中心原料」でない場合にも言及しました。● ハーブ類・スパイス類のリストを拡大し、付録 B をオンラインに移動しました。● 翻訳ガイドへのリンクを追加することで本方針に統合しました。このガイドも今後更新していきます。 |
| 第1.2版 (2022年5月) | ラベル表示プログラムを改善する継続的な取り組みの一環として、いくつかの点で方針を改訂しました。主な変更点は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">● 複数原料製品のラベル表示の規則を変更し、「中心原料」の要件に代わるものとして認証原料の要件を導入しました。● 販促物での認証マーク使用に関する章を追加しました。● 森林製品のラベル表示に関する要件を更新しました。● ハーブおよびスパイス製品のラベル表示に関する要件を更新しました。2022年第4四半期からマスバランス調達が導入されることに伴う変更です。● 承認が必要となる素材に変更を加えました。● 一時的な供給不足の際の手順を更新しました。 |

本方針の将来の改訂に向けてご意見やご要望をお寄せいただける場合は、customersuccess@ra.orgまでメールにてご連絡ください。



1.2 レインフォレスト・アライアンスの商標の概要

レインフォレスト・アライアンス認証マーク



使用者: 関連する認証基準を満たした農場事業者 (2020 持続可能な農業基準への移行に伴う詳細は [付録A](#) をご覧ください)。これらの認証農場からの原料や作物をレインフォレスト・アライアンスの認証要件に則って調達、取り扱い、販売しているサプライチェーン関係者。

使用場所: 製品パッケージ、販促物、およびレインフォレスト・アライアンス認証製品を訴求する、または認証に関係した表明を行う他の情報発信。

使用方法: ラベル表示の要件は [第2章](#)、[第3章](#)、[第4章](#)、[第6章](#) をご覧ください。承認の手順は [第9章](#) をご覧ください。

レインフォレスト・アライアンスのカエル不使用の認証マーク



使用者: 製品にカエルを使用することが文化的に許容されない一部の市場。詳細は [第10章の10.1項目](#) をご覧ください。

使用場所: カエル不使用の認証マークが許可されている市場で使用するための製品パッケージ、販促物、およびレインフォレスト・アライアンス認証製品を訴求する、または認証に関係した表明を行う他の情報発信。

使用方法: [第10章の10.1項目](#) をご覧ください。

レインフォレスト・アライアンスのフォレスト・アライズのマーク



使用者: レインフォレスト・アライアンスのフォレスト・アライズ活動に参加していて、フォレスト・アライズ加盟者に課される要件を積極的に満たしている組織。

使用場所: 使用に際しての資格条件を満たしたFSC認証製品、販促物、およびレインフォレスト・アライアンスのフォレスト・アライズ活動への参加を訴求する他の情報発信。

使用方法: ラベル表示の要件は [第5章](#)、[第6章](#) をご覧ください。承認の手順は [第9章](#) をご覧ください。

レインフォレスト・アライアンスのロゴ



使用者: レインフォレスト・アライアンスとの**コーズマーケティング関係**または他の提携関係(例:[企業のアドバイザー](#))を表明する組織。認証製品を訴求する農場事業者およびサプライチェーン関係者は、このロゴではなくレインフォレスト・アライアンス認証マークを使用します。

使用場所: パッケージ以外の場所のみ。このロゴを製品パッケージに表示すること、また認証を表明する目的で使用することはできません。

詳細のお問い合わせ先
customersuccess@ra.org

「レインフォレスト・アライアンス」の名称と「レインフォレスト・アライアンス認証」の表現

使用者: 登録済みの農場事業者および企業。

使用場所: 製品パッケージ、販促物、レインフォレスト・アライアンス認証製品に関する他の情報発信。「レインフォレスト・アライアンス」の名称は、レインフォレスト・アライアンスとの協力関係について説明する際に使用することができます。

Rainforest Alliance
&
Rainforest Alliance Certified

使用方法: レインフォレスト・アライアンスについて説明する際の手引きは、こちらの[解説記事](#)、[文例集](#)、[翻訳ガイド](#)をご覧ください。承認の手順は[第9章](#)をご覧ください。

第三者による商標の使用についての詳細は[第8章](#)をご覧ください。



1.3 商標の使用に際しての前提条件

製品パッケージや販促物にレインフォレスト・アライアンスの商標を使用する組織は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

1. 有効な2020年版の使用許諾契約で、適用対象者に含まれていること。これは、独自に使用許諾契約を締結しているか、他社の使用許諾契約でサブライセンシーとして追加されていることを意味します。この使用許諾契約にレインフォレスト・アライアンスが署名して契約が有効になると、商標使用が承認されるようになります(ただし、契約の締結前に商標使用の申請を提出して、審査を並行して進めることは可能です)。使用許諾契約の申請方法は[こちら](#)をご覧ください。
2. サプライチェーンに適用される遵守要件(トレーサビリティ、流通過程管理など)を満たしていること。[2020持続可能な農業基準への移行²](#)に伴う詳細は[付録A](#)をご覧ください。
3. 商標を公に使用し始める前に[マーケットプレイス2.0](#)を介して正式な承認を受けていること。承認の申請方法は[第9章](#)をご覧ください。

ジャーナリスト、学術研究者、メディア関係者をはじめ、第三者による商標の使用に際しては、他の条件と手順が適用されます。詳細は[第8章](#)をご覧ください。

森林製品で商標を使用する際の前提条件については[第5章](#)をご覧ください。

² レインフォレスト・アライアンス2020認証プログラムに参加している組織がレインフォレスト・アライアンスの商標を使用するには、有効な認証と取引のライセンスを有していなければなりません。



2 製品のラベル表示

対象となる製品パッケージにはフォレスト・アライアンス認証マークを表示することが強く推奨されています。これには、ブランドを記載したパッケージと製品ラベルのほか、カップや果物に貼るシールなどが含まれます。

製品のラベル表示に際して課される要件は、a)その製品が単一原料製品か複数原料製品か、およびb)原料の何パーセントがレインフォレスト・アライアンス認証製品かという2つの主な要因によって決定されます。「レインフォレスト・アライアンス認証」の定義の詳細は[付録A](#)をご覧ください。森林製品のラベル表示については[第5章](#)をご覧ください。

2.1 単一原料製品

定義: 単一の作物または原料のみを含んでいる製品。例えば、袋入りのレギュラー（粉状）コーヒーは、アラビカ種とロブスタ種の豆がブレンドされていたとしても、単一原料製品に分類されます。

2.1.1 マーク使用の資格条件

含有率または調達方法

単一原料製品は、次の条件のいずれかを満たしていれば、認証マークを使用する資格があります。

レインフォレスト・アライアンス認証原料の物理的な含有率（同一性保存 (IP) または完全分離 (SG) のサプライチェーンで調達）が**90%以上**³である。

100%に相当する同等認証数量をマスバランス・サプライチェーンを介してレインフォレスト・アライアンス認証農場から購入している（マスバランス調達を選ぶことのできる作物には、カカオ、パーム油、ヘーゼルナッツ、花卉、加工済み果物（ジュース、ピュレ、ココナッツ油を含む）、ハーブ類・スパイス類⁴（ルイボスを含む）があります）。

2.1.2 ラベル表示に際しての要件

上記の資格条件を満たした単一原料製品は、認証[マークのグラフィック・ガイドライン](#)を遵守し、かつ次の要件に従うかぎり、レインフォレスト・アライアンス認証マークをパッケージに表示することができます。

1. **ウェブサイトへのリンク:** 消費者向けのすべての素材にレインフォレスト・アライアンスのウェブサイトへのリンク (www.rainforest-alliance.org/ja または省略形の ra.org/ja) を記載します。スペースが許せば、「レインフォレスト・アライアンス認証 — 詳しくは ra.org/ja をご覧ください」の文言を記載することが推奨されます。必須の URL が入っているかぎり、独自に作成した説明文を記載することができます。また、URL のみを記載することもできます。

³ 重量に基づきます。

⁴ 2022年第四半期以降、マスバランスの選択肢が、レインフォレスト・アライアンス2020基準またはUEBT/レインフォレスト・アライアンスの要件に照らして認証されたハーブ類、スパイス類、ハーブティーの原料 ([付録B](#) に記載、ルイボスを含む) に導入されます。他の作物に関する変更点については、該当する流通過程管理基準の最新のリストをご覧ください (基準については [付録A](#) で説明しています)。



このURLは、パッケージのどこにでも表示できますが、レインフォレスト・アライアンス認証マーク、認証原料、または任意の説明文(使用する場合)に明確なつながりのある場所に表示すべきです。

参考情報

任意の説明文を製品パッケージに記載して、この認証マークの意味やレインフォレスト・アライアンスの活動について説明することができます。製品パッケージや他の販促物に説明文を記載する際の手引きについては[第7章](#)をご覧ください。

2.2 複数原料製品

定義: 2種類以上の原料を含み、少なくとも1種類がレインフォレスト・アライアンス認証原料である製品。例えば、レインフォレスト・アライアンス認証カカオのほかに多数の原料を使用している板チョコが、これに該当します。

2.2.1 認証マーク使用の資格条件

注:これまで使用していた「中心原料」の要件([こちら](#)をご覧ください)は、関係者との協議・検討の結果、変更することにしました。新しい要件と適用される移行期間について、次に説明しています。

新しい「認証原料」の要件(2022年6月1日から適用)

バナナ、カカオ、コーヒー、ヘーゼルナッツ、茶類を含んだすべての複数原料製品で認証マークを使用するには、これらの作物(その作物から作られた原料が含まれます)のうち**少なくとも1つ⁵**が**レインフォレスト・アライアンス認証でなければなりません**(当該作物のラベル表示に関する含有率または調達方法の資格条件が適用されます)。

上記の5つの作物から作られた原料を含んでおらず、他の認証作物を含んでいる複数原料製品は、その認証作物の使用を示すためにレインフォレスト・アライアンス認証マークを使うことができます(当該作物のラベル表示に関する含有率または調達方法の資格条件が適用されます)。

複数原料製品で、認証マーク使用の資格条件を満たす認証作物を複数含んでいる場合は、**どの認証作物をパッケージにラベル表示するかを選択**することができます。同じ製品に複数のレインフォレスト・アライアンス認証作物が使われている場合に、この新しい要件と認証マーク使用の資格条件がどのように適用されるかについて、次の例で説明しています。

⁵ 現時点では、これらの作物のうち少なくとも1つがレインフォレスト・アライアンス認証でなければなりません。将来的にはこの方針を進化させて、製品全体に認証マークを表示するには、この5つの作物から作られた原料はすべて認証製品でなければならないという資格条件へと移行するのが目標です。



例:新しい認証原料の要件と認証マーク使用の資格条件

| 製品の例 | レインフォレスト・アライアンス認証作物 | 認証マーク使用の資格条件 |
|----------------------------|---------------------|---|
| チョコレートチップ・クッキー(原料にカカオとバニラ) | カカオとバニラ | カカオとバニラに関して認証マークを使用可 カカオのみに関して認証マークを使用可 バニラのみに関して認証マークを使用可 |
| | カカオ | カカオに関して認証マークを使用可 |
| | バニラ | 認証マークは使用不可: 認証原料の要件があるため、認証マーク使用の資格条件を満たすには、カカオがレインフォレスト・アライアンス認証でなければなりません。 |
| カプチーノ・ドリンク(原料にコーヒーとカカオ) | コーヒーとカカオ | コーヒーとカカオに関して認証マークを使用可 コーヒーのみに関して認証マークを使用可 カカオのみに関して認証マークを使用可 |
| | コーヒー | コーヒーに関して認証マークを使用可 |
| | カカオ | カカオに関して認証マークを使用可 |
| オレンジとマンゴーのミックスジュース | オレンジとマンゴー | オレンジとマンゴーに関して認証マークを使用可 オレンジのみに関して認証マークを使用可 マンゴーのみに関して認証マークを使用可 |
| | オレンジ | オレンジに関して認証マークを使用可 |
| | マンゴー | マンゴーに関して認証マークを使用可 |

この要件について説明した他の例は[付録D](#)をご覧ください。

通知および移行期間

すべての組織がこの新しい要件に対応できるようにするため、本方針の発行日から6か月間を移行期間⁶とします。

1. 新しい要件を満たす商標使用の申請を、この6か月間に提出して承認を受けることができます。
2. 以前の「中心原料」の要件を満たす商標使用の申請も、この6か月間に提出して承認を受けることができます。
3. 以前の「中心原料」の要件に基づいて取得した承認は、その承認の有効期間にわたり、またはオリジナルのデザインが変更されるまでの間、有効と見なされます。その後は、新しい要件を満たす必要があります。

⁶ 2022年6月1日から2022年11月30日まで。



4. 6 か月間の移行期間後に提出する素材で認証マークを使用するには、新しい要件を満たす必要があります。

含有率または調達方法

複数原料製品は、次の条件のいずれかを満たしていれば、原料として含まれている認証作物に関してレインフォレスト・アライアンス認証マークをパッケージに使用する資格があります。

当該作物の原料に占めるレインフォレスト・アライアンス認証原料の物理的な含有率（同一性保存 (IP) または完全分離 (SG) のサプライチェーンで調達）が**90%以上**⁷である。

当該作物の**100%**に相当する同等認証数量をマスバランス・サプライチェーンを介してレインフォレスト・アライアンス認証農場から購入している（マスバランス調達を選ぶことのできる作物には、カカオ、パーム油、ヘーゼルナッツ、花卉、加工済み果物（ジュース、ピューレ、ココナッツ油を含む）、ハーブ類・スパイス類⁸（レイボスを含む）があります）。

2.2.2 ラベル表示に際しての要件

上記の資格条件を満たした複数原料製品は、認証マークのグラフィック・ガイドラインを遵守し、かつ次の要件に従うかぎり、レインフォレスト・アライアンス認証マークをパッケージに表示することができます。

1. **認証マーク:** 認証作物の名前を認証マークの下に記載し、認証マークがどの作物に対するものであるかを明確にします。同じ種類の作物から作られた原料は、作物の名前を認証マークの下に記載します（例：カカオリカーとココアバターが認証原料であれば、認証マークの下には「カカオ」と記載します）。複数の認証作物を使用している場合は、作物の名前をそれぞれ記載するのではなく、「複数原料」の文言を使用することもできます。

かつ

2. **原材料名欄:** 原材料名欄で、認証原料を記載した直後（認証原料が複数ある場合はそれぞれの記載の直後）に上付き文字の記号（アスタリスク（*）など、デザインの他の箇所で使われていない記号）を挿入します。そのうえで、原材料名欄の末尾に同じ上付き文字の記号を入れ、続いて「レインフォレスト・アライアンス認証」の文言を記載します。これが法令で認められない場合は、上付き文字の記号は省略し、原材料名欄の横に文言で認証原料を特定します（例：「レインフォレスト・アライアンス認証カカオ」）。

かつ

3. **ウェブサイトへのリンク:** レインフォレスト・アライアンスのウェブサイトへのリンク（www.rainforest-alliance.org/jaまたは省略形のra.org/ja）を記載します。スペースが許せば、原材料名欄の末尾の「レインフォレスト・アライアンス認証」に続いて「詳しくはra.org/jaをご覧ください」の文言を記載することが推奨されます。必須の

⁷ 重量に基づきます。

⁸ 2022年第4四半期以降、マスバランスの選択肢が、レインフォレスト・アライアンス2020基準またはUEBT/レインフォレスト・アライアンスの要件に照らして認証されたハーブ類、スパイス類、ハーブティーの原料（[付録B](#)に記載、レイボスを含む）に導入されます。他の作物に関する変更点については、該当する流通過程管理基準の最新のリストをご覧ください（基準については[付録A](#)で説明しています）。



URLが入っているかぎり、独自に作成した説明文を記載することができます。また、URLのみを記載することもできます。このURLは、パッケージのどこにでも表示できますが、レインフォレスト・アライアンス認証マーク、認証原料、または任意の説明文(使用する場合)に明確なつながりのある場所に表示すべきです。

参考情報

任意の説明文を製品パッケージに記載して、認証の意味やレインフォレスト・アライアンスについて説明することが推奨されます。製品パッケージや販促物に説明文を記載する際の手引きについては[第7章](#)をご覧ください。

例:板チョコ

認証マーク



カカオ

+

原材料名欄

原材料:カカオマス¹、砂糖、ココアバター¹、香料 ¹レインフォレスト・アライアンス認証 — 詳しくはra.org/jaをご覧ください

製品で使用されている認証原料の重量(認証原料が複数ある場合は合計)が製品の総重量の95%以上を占める複数原料製品(例:フレーバーコーヒー豆)は、認証マークの下に作物の名前を記載せずに認証マークのみを表示することができます。ただし、その場合も、原材料名欄では認証原料を明示する必要があります。このため、認証原料を記載した直後に上付き文字の記号を挿入したうえで、原材料名欄の末尾に同じ上付き文字の記号を入れ、続いて「レインフォレスト・アライアンス認証」の文言を記載します。ウェブサイトへのリンクも、パッケージに記載しなければなりません。

参考情報

当該国の食品表示に関する法令で栄養表示や原材料表示が義務付けられておらず、複数原料製品の原料を記載することができない場合は、上付き文字の記号は省略することができます。認証マークの下に作物の名前を記載し、さらにレインフォレスト・アライアンスのウェブサイトへのリンクとして「ra.org/ja」を記載するだけで十分です。

複数原料製品が認証マーク使用の資格条件を満たしているものの、パッケージに認証マークを表示しないことを組織が選択する場合は、パッケージ上の文言で認証原料を強調するか、原材料名欄で「レインフォレスト・アライアンス認証」および「ra.org/ja」と明示する、もしくはその両方で訴求することができ、製品にマークは**使用しない**ままで構いません。また、これらの製品は、パッケージ以外の場所に認証マークを表示して訴求することができます。



複数原料のグループ化

複数原料製品に複数の類似した認証原料が含まれている場合(例:花束の花弁)は、その原料のグループを1つの作物と見なして、該当する規則に基づいて資格条件を満たすことができます。

この方法を取る際は、「花弁」や「果物」など、製品の原料グループにとって適切な文言を認証マークの下に記載して、原料グループを明示しなければなりません。認証原料のグループが製品の総重量の95%以上を占める場合は、認証マークの下に作物の名前やグループの文言は必要ありません。この場合も、原材料名欄(存在する場合は)にはレインフォレスト・アライアンス認証原料を個別に明示し、ウェブサイトへのリンクを記載しなければなりません。

例:ミックスフルーツジュース

| 認証マーク | 原材料名欄 |
|---|--|
|  果物 | + 原材料:オレンジ ¹ (55%)、パイナップル ¹ (25%)、パッションフルーツ(12%)、マンゴー ¹ (8%) ¹ レインフォレスト・アライアンス認証 — 詳しくはra.org/jaをご覧ください |

2.3 認証マーク使用の資格条件を満たさない製品

レインフォレスト・アライアンス認証農場から調達した原料を含んでいるものの、製品が認証マーク使用の資格条件を満たさない場合は、なおも原材料名欄でレインフォレスト・アライアンス認証原料を明示することができます。次のいずれかの説明に従ってください。

- 含有率または調達方法の条件(本方針で当該作物に適用される条件)を原料としては満たしているが、製品が他の理由でマーク使用の資格条件を満たさない場合:認証原料を原材料名欄で明示し、その末尾に「レインフォレスト・アライアンス認証」および「ra.org/ja」の文言を記載することができます。

注:認証原料の最低含有率が定められている作物(パーム油、ハーブ類、スパイス類)は、これらの作物のラベル表示の規則に従って、SGまたはIPのサプライチェーンで調達された割合が90%未満の場合は、認証原料の含有率を記載しなければなりません。

含有率または調達方法の条件(本方針で当該作物に適用される条件)を満たさない場合:認証原料を原材料名欄で明示し、その末尾に「〇〇%レインフォレスト・アライアンス認証」(認証原料の含有率を含めます)および「ra.org/ja」の文言を記載することができます。



2.4 特別な場合のラベル表示に際しての要件

2.4.1 生鮮果物および生鮮野菜

ばら売りされる生鮮の果物と野菜が認証マークの使用条件を満たしている場合は、認証マークとレインフォレスト・アライアンスのウェブサイトへのリンク(www.rainforest-alliance.org/jaまたは省略形のra.org/ja)を製品に貼るシールに印刷することができます。シールが小さい場合(幅または高さが25mm未満)は、レインフォレスト・アライアンスのウェブサイトへのリンクは省略できますが、ただし外箱やケースに記載しなければなりません。

2.4.2 複数梱包製品

定義: 個別包装のアイテムや小型のパッケージをいくつか組み合わせ、1つの製品として販売される製品。

マーク使用の資格条件を満たす複数梱包製品は、中に含まれるアイテムや小型のパッケージのすべてがレインフォレスト・アライアンス認証であれば、最も外側のパッケージの表面に認証マークを表示することができます。この表示に際しては、第2章で規定されたラベル表示に際しての要件([単一原料製品](#)、[複数原料製品](#))が適用されます。

複数梱包製品に含まれる個別のアイテムまたは小型のパッケージのいずれか1つにでもレインフォレスト・アライアンス認証でないものがある場合は、この複数梱包製品に認証マークを表示することはできません。その場合も、原材料名欄では上付き文字の記号を使って認証原料を明示し、その末尾に「レインフォレスト・アライアンス認証」および「ra.org/ja」の文言を記載することができます。複数梱包製品に含まれる個別のアイテムや小型のパッケージは、含有率または調達方法の資格条件を満たしているかぎり、なおも認証マークを表示することができます。

例: 複数梱包のアイスクリーム

様々な種類のアイスクリームを1箱に詰め合わせた製品



複数梱包

すべてのカカオ原料が認証製品ではないため、
認証マークは使用できません。

カカオ

ストロベリー&
バニラ:

認証原料で
ないココアバ
ターを使用

マンゴー&バ
ニラ:

カカオ原料は
不使用

チョコレート&
バニラ:

認証原料のコ
コアバターと
ココアパウ
ダーを使用

ストロベリー&
チョコレート:

認証原料のコ
コアパウダー
を使用



2.4.3 シェルフレディ・パッケージング

品出し用のトレイや開封した状態の箱(シェルフレディ・パッケージング)に個別のアイテム(例:アボカド)やパッケージ入りの製品(例:チョコレートクッキー)が梱包されている場合は、その梱包に含まれる個別のアイテムまたはパッケージ入りの製品が認証マーク使用の資格条件を満たしているかぎり、認証マークを表示することができます。この表示に際しては、第2章で規定されたラベル表示に際しての要件([単一原料製品](#)、[複数原料製品](#))が適用されます。ただし、ウェブサイトへのリンクの記載には例外があり、シェルフレディ・パッケージングと個別のアイテムまたはパッケージ入りの製品の両方が消費者に見える場合は、少なくともどちらか片方にURLを記載することが要件となります。



3 パーム油製品のラベル表示

パーム油の段階的廃止

レインフォレスト・アライアンスは、パーム油の認証を段階的に廃止し、レインフォレスト・アライアンス2020認証プログラムにはパーム油を含めないという戦略的決定を下しました。詳細は[こちらの方針](#)をご覧ください。

このため、パーム油に対するレインフォレスト・アライアンス認証マークの使用は、**2023年6月30日まで**のみ承認が付与されます。

3.1 認証マーク使用の資格条件

パーム油製品の資格条件は、IPまたはSGのサプライチェーンで調達された認証原料の最低含有率のみが第2章の規定とは異なっています。他のすべての作物と同様に、レインフォレスト・アライアンス認証パーム油を含んだ複数原料製品には、[認証原料の要件](#)も適用されます。その移行期間と要件については第2章をご覧ください。

パーム油製品は、次の条件の**いずれか**を満たしていれば、レインフォレスト・アライアンス認証マークを使用する資格があります。

レインフォレスト・アライアンス認証原料の物理的な含有率(同一性保存(IP)または完全分離(SG)のサプライチェーンで調達)が**30%以上⁹**である。

100%に相当する同等認証数量をマスマランス・サプライチェーンを介してレインフォレスト・アライアンス認証農場から購入している。

3.2 ラベル表示に際しての要件

パーム油製品には、[第2章](#)で規定されたラベル表示に際しての要件が適用されますが、次の点には例外があります。

レインフォレスト・アライアンス認証パーム油原料の物理的な含有率が**30%以上であるものの**、第2章で規定された**90%に達していない**場合は、[認証マークのグラフィック・ガイドライン](#)と第2章のラベル表示に際しての要件を遵守し、かつ次の要件に従わなければなりません。

1. **マーク:** 認証パーム油の含有率を認証マークの下にパーセンテージで記載します。
かつ
2. **原材料名欄:** 原材料名欄で、認証パーム油の原料を記載した直後に上付き文字の記号(アスタリスク(*)など、デザインの他の箇所では使われていない記号)を挿入します。そのうえで、原材料名欄の末尾に同じ上付き文字の記号を入れ、続いて「○○%レインフォレスト・アライアンス認証」の文言を記載します。

⁹ 重量に基づきます。



例:植物性ショートニング

認証マーク

原材料名欄



40%認証
パーム油

+

原材料:圧搾パーム油¹ 140%レインフォレスト・アライアンス認証 — 詳しくは ra.org/jaをご覧ください

認証マーク使用の資格条件を満たさない製品のラベル表示については[第2章の2.3項目](#)をご覧ください。複数梱包製品をはじめ特別な場合のラベル表示に際しての要件は[第2章の2.4項目](#)をご覧ください。



4 ハーブおよびスパイス製品のラベル表示

4.1 単一原料製品

定義: 単一の作物または原料のみを含んでいる製品。例えば、ペパーミントティーがこれに該当します。

4.1.1 マーク使用の資格条件

含有率または調達方法

レインフォレスト・アライアンス認証ハーブ類・スパイス類は、現在、完全分離(SG)のサプライチェーンの供給量を拡大しつつあり、このため、これらの品目の最低認証含有率は、現時点では比較的低い水準に設定されています。ハーブ類・スパイス類の品目と最低認証含有率は[付録B](#)に規定されています。

SGのサプライチェーンで調達されたハーブ類・スパイス類の品目を1つ含んだ単一原料製品は、レインフォレスト・アライアンス認証原料の物理的な含有率がラベル表示の承認時点で[付録B](#)に規定された最低認証含有率(現在は50%)に達していれば、レインフォレスト・アライアンス認証マークを使用することができます。この最低認証含有率は、他の作物に対して設定されている90%の水準に合わせるため、時間をかけて徐々に引き上げられ、[付録B](#)も随時更新されます。

2022年第4四半期以降、レインフォレスト・アライアンスは、[付録B](#)で規定されたハーブ類・スパイス類およびルイボスのマスバランス調達の選択肢を提供します。マスバランス・サプライチェーンで原料を調達する場合は、**100%**に相当する同等認証数量をレインフォレスト・アライアンス認証農場から購入していること([第2章](#)の規定)が、マーク使用の資格条件となります。

まとめると、品目表に含まれているハーブ類・スパイス類のいずれかを含んだ単一原料製品は、次の条件の**いずれか**を満たしていれば、認証マークをパッケージに使用する資格があります。

レインフォレスト・アライアンス認証原料の物理的な含有率(同一性保存(IP)または完全分離(SG)のサプライチェーンで調達)が**50%以上**¹⁰である。

2022年第4四半期移行、**100%**に相当する同等認証数量をマスバランス・サプライチェーンを介してレインフォレスト・アライアンス認証農場から購入している。

¹⁰ 重量に基づきます。



4.1.2 ラベル表示に際しての要件

上記の資格条件を満たした単一原料製品は、[認証マークのグラフィック・ガイドライン](#)を遵守し、かつ次の要件に従うかぎり、レインフォレスト・アライアンス認証マークをパッケージに表示することができます。

1. **認証マーク:**レインフォレスト・アライアンス認証原料の含有率を認証マークの下にパーセンテージで記載して、製品の認証割合を明らかにします。これは、レインフォレスト・アライアンス認証原料を物理的に含有している(IPまたはSGのサプライチェーンで調達)、最低認証含有率(現在は50%)を超えているものの、90%未満である製品の場合です。

注:認証含有率が90%以上の場合は、[第2章](#)に規定された規則が適用され、パーセンテージを記載せずに認証マークを表示することができます。マスバランス調達の場合は、100%に相当する同等認証数量をレインフォレスト・アライアンス認証農場から購入していなければなりません。このため、認証マークの下にパーセンテージを記載する必要はありません。

かつ

2. **ウェブサイトへのリンク:**消費者向けのすべての素材にレインフォレスト・アライアンスのウェブサイトへのリンク(www.rainforest-alliance.org/jaまたは省略形のra.org/ja)を記載します。スペースが許せば、「レインフォレスト・アライアンス認証 — 詳しくはra.org/jaをご覧ください」の文言を記載することが推奨されます。必須のURLが入っているかぎり、独自に作成した説明文を記載することができます。また、URLのみを記載することもできます。このURLは、パッケージのどこにでも表示できますが、レインフォレスト・アライアンス認証マーク、認証原料、または任意の説明文(使用する場合)に明確なつながりのある場所に表示すべきです。

参考情報

任意の説明文を製品パッケージに記載することができます。製品パッケージや販促物に説明文を記載する際の手引きについては[第7章](#)をご覧ください。

4.2 複数原料製品

定義:2種類以上の原料を含み、少なくとも1種類がレインフォレスト・アライアンス認証原料である製品。例えば、レインフォレスト・アライアンス認証ハイビスカスに加えて、他の複数の原料(例:リンゴ、ラズベリー、ブルーベリー)を含んだハーブとフルーツのインフュージョンが、これに該当します。

4.2.1 マーク使用の資格条件

注:これまで使用していた「中心原料」の要件([こちら](#)をご覧ください)は、関係者との協議・検討の結果、変更することにしました。新しい要件と適用される移行期間について、次に説明しています。



新しい「認証原料」の要件(2022年6月1日から適用)

ハーブ類、スパイス類、ルイボス、および他のハーブティーの複数原料製品で、バナナ、カカオ、コーヒー、ヘーゼルナッツ、茶類¹¹を含んでいる場合、認証マークを使用するには、これらの作物(その作物から作られた原料が含まれます)のうち少なくとも1つ¹²がレインフォレスト・アライアンス認証でなければなりません(当該作物のラベル表示に関する含有率または調達方法の資格条件が適用されます)。

上記の5つの作物から作られた原料を含んでおらず、他の認証作物を含んでいる複数原料製品は、その認証作物の使用を示すためにレインフォレスト・アライアンス認証マークを使うことができます(当該作物のラベル表示に関する含有率または調達方法の資格条件が適用されます)。

複数原料製品で、マーク使用の資格条件を満たす認証作物を複数含んでいる場合は、**どの認証作物をパッケージにラベル表示するかを選択**することができます。同じ製品に複数のレインフォレスト・アライアンス認証作物が使われている場合に、この新しい要件とマーク使用の資格条件がどのように適用されるかについて、次の例で説明しています。

ハーブおよびスパイス製品のラベル表示に際しては、次の例外があります。

1. 製品の総重量に占めるカカオ、コーヒー、茶類、ヘーゼルナッツ、バナナの割合が3%未満の場合は、上記の要件は適用されません。
2. ハーブ類、スパイス類、ルイボスを含んだブレンドティーやインフュージョンでアロマのキャリアとして茶葉が使われている場合は、上記の要件は適用されません。

例:新しい認証原料の要件と認証マーク使用の資格条件

| 製品の例 | レインフォレスト・アライアンス認証作物 | 認証マーク使用の資格条件 |
|------------------------------|---------------------|--|
| ブレンドティー(原料に茶類とシナモン) | 茶類とシナモン | 茶類とシナモンに関して認証マークを使用可 茶類のみに関して認証マークを使用可 シナモンのみに関して認証マークを使用可 |
| | 茶類 | 茶類に関して認証マークを使用可 |
| | シナモン | 茶類の含有率が3%未満、またはアロマのキャリアとして茶類が使われている場合のみ、シナモンに関して認証マークを使用可 |
| フルーツ・インフュージョン(原料にリンゴとローズヒップ) | リンゴとローズヒップ | リンゴとローズヒップに関して認証マークを使用可 リンゴのみに関して認証マークを使用可 ローズヒップのみに関して認証マークを使用可 |

¹¹ チャノキ(カメリア・シネンシス)の作物

¹² 現時点では、これらの作物のうち少なくとも1つがレインフォレスト・アライアンス認証でなければなりません。将来的にはこの方針を進化させて、製品全体に認証マークを表示するには、この5つの作物から作られた原料はすべて認証製品でなければならないという資格条件へと移行するのが目標です。



| | | |
|--|--------|---------------------|
| | リンゴ | リンゴに関して認証マークを使用可 |
| | ローズヒップ | ローズヒップに関して認証マークを使用可 |

この要件について説明した他の例は[付録D](#)をご覧ください。

通知および移行期間

すべての組織がこの新しい要件に対応できるようにするため、本方針の発行日から6か月間を移行期間¹³とします。

1. 新しい要件を満たす商標使用の申請を、この6か月間に提出して承認を受けることができます。
2. 以前の「中心原料」の要件を満たす商標使用の申請も、この6か月間に提出して承認を受けることができます。
3. 以前の「中心原料」の要件に基づいて取得した承認は、その承認の有効期間にわたり、またはオリジナルのデザインが変更されるまでの間、有効と見なされます。その後は、新しい要件を満たす必要があります。
4. 6か月間の移行期間後に提出する素材で認証マークを使用するには、新しい要件を満たす必要があります。

含有率または調達方法

前述のとおり、レインフォレスト・アライアンス認証ハーブ類・スパイス類は、現在、完全分離(SG)のサプライチェーンの供給量を拡大しつつあり、このため、これらの品目の最低認証含有率は、現時点では比較的低い水準に設定されています。ハーブ類・スパイス類の品目と最低認証含有率は[付録B](#)に規定されています。

SGのサプライチェーンで調達されたハーブ類・スパイス類の品目を含んだ複数原料製品は、レインフォレスト・アライアンス認証原料の物理的な含有率がラベル表示の承認時点で[付録B](#)に規定された当該認定原料の最低認証含有率(現在は50%)に達していれば、レインフォレスト・アライアンス認証マークを使用することができます。この最低認証含有率は、他の作物に対して設定されている90%の水準に合わせるため、時間をかけて徐々に引き上げられ、[付録B](#)も随時更新されます。

2022年第4四半期以降、レインフォレスト・アライアンスは、[付録B](#)で規定されたハーブ類・スパイス類およびルイボスの**マスバランス**調達の選択肢を提供します。マスバランス・サプライチェーンで原料を調達する場合は、**100%に相当する同等認証数量をレインフォレスト・アライアンス認証農場から購入していること**([第2章](#)の規定)が、認証マーク使用の資格条件となります。

まとめると、複数原料製品は、次の条件の**いずれか**を満たしていれば、原料として含まれているハーブ類・スパイス類の認証作物に関してレインフォレスト・アライアンス認証マークをパッケージに使用する資格があります。

¹³ 2022年6月1日から2022年11月30日まで。



当該作物の原料に占めるレインフォレスト・アライアンス認証原料の物理的な含有率（同一性保存(IP)または完全分離(SG)のサプライチェーンで調達)が**50%以上**¹⁴である。

2022年第4四半期移行、当該作物の**100%**に相当する同等認証数量をマスバランス・サプライチェーンを介してレインフォレスト・アライアンス認証農場から購入している。

4.2.2 ラベル表示に際しての要件

上記の資格条件を満たした複数原料製品は、認証マークのグラフィック・ガイドラインを遵守し、かつ次の要件に従うかぎり、レインフォレスト・アライアンス認証マークをパッケージ素材に表示することができます。

1. **認証マーク:** 認証作物の名前を認証マークの下に記載して、認証マークがどの作物に対するものであるかを明確にします。また、それぞれの作物に占めるレインフォレスト・アライアンス認証原料の含有率を記載します(90%未満の場合)。これは、SGのサプライチェーンで調達したレインフォレスト・アライアンス認証原料の含有率が最低認証含有率(現在は50%)を超えているものの、90%未満である作物の場合です。

注: 認証原料の含有率が90%以上の場合は、[第2章](#)に規定された規則が適用され、パーセンテージを記載せずに認証マークを表示することができます。マスバランス調達の場合は、認証原料の100%に相当する同等認証数量をレインフォレスト・アライアンス認証農場から購入していなければなりません。このため、認証マークの下にパーセンテージを記載する必要はありません。

かつ

2. **原材料名欄:** 原材料名欄で、認証原料を記載した直後(認証原料が複数ある場合はそれぞれの記載の直後)に上付き文字の記号(アスタリスク(*))など、デザインの他の箇所で使われていない記号)を挿入します。そのうえで、原材料名欄の末尾に同じ上付き文字の記号を入れ、続いて、含有率が90%未満の場合は「○○%レインフォレスト・アライアンス認証」の文言、90%以上の場合は「レインフォレスト・アライアンス認証」の文言を記載します。これが法令で認められない場合は、上付き文字の記号は省略し、原材料名欄の横に文言で認証原料を特定します(例:「レインフォレスト・アライアンス認証ハイビスカス」)。

かつ

3. **ウェブサイトへのリンク:** レインフォレスト・アライアンスのウェブサイトへのリンク(www.rainforest-alliance.org/jaまたは省略形のra.org/ja)を記載します。スペースが許せば、原材料名欄の末尾の「○○%レインフォレスト・アライアンス認証」に続いて「詳しくはra.org/jaをご覧ください」の文言を記載することが推奨されます。必須のURLが入っているかぎり、独自に作成した説明文を記載することができます。また、URLのみを記載することもできます。このURLは、パッケージのどこにでも表示できますが、レインフォレスト・アライアンス認証マーク、認証原料、または任意の説明文(使用する場合)に明確なつながりのある場所に表示すべきです。

¹⁴ 重量に基づきます。



例:ミックスベリー&ハーブ・インフュージョン

認証マーク

原材料名欄



50%認証
ハイビスカス

+

原材料:ハイビスカス¹、リンゴ、ラズベリー、ローズヒップ、酸味料、クエン酸、ブルーベリー 150%レインフォレスト・アライアンス認証 — 詳しくはra.org/jaをご覧ください

複数の認証原料

ハーブ類・スパイス類のグループ化

ハーブ類・スパイス類の品目表(付録B)に含まれている複数の原料をレインフォレスト・アライアンス農場から調達している場合は、それらをグループにまとめることができます。その原料のグループを1つの作物と見なして、該当する規則に基づいて資格条件を満たすことができます。製品におけるレインフォレスト・アライアンス認証原料の最低含有率は、製品の総重量に対してではなく、特定された作物グループに含まれる原料の総重量に対して何パーセントが認証原料かを計算します。

この方法を取る際は、「ハーブ原料」、「ハーブ類」、「スパイス類」、「果物」、またはこれらの組み合わせなど、製品の原料グループにとって最適な文言で、作物の名前を認証マークの下に記載することができます(ただし、レインフォレスト・アライアンスの承認が必要となります)。この場合も、原材料名欄には原料を個別に明示しなければなりません

ハーブ類・スパイス類をグループにまとめ、かつそれぞれの原料が上記の最低認証含有量を満たしていて、かつこれらの原料グループの合計重量が製品の総重量の**95%以上**を占める場合は、認証マークの下に作物の名前やグループの文言を記載せずに認証マークのみを表示することができます。その場合も、原材料名欄では原料を個別に明示する必要があり、認証原料の含有率が90%未満の場合は原材料名欄の末尾にパーセンテージを記載して、さらにウェブサイトへのリンクも記載しなければなりません。

例:ハーブ・インフュージョン

認証マーク

原材料名欄



60%認証ハーブ原料

+

原材料:ペパーミント¹(50%)、カモミール¹(20%)、リコリス(20%)、フェンネル¹(10%)
¹60%レインフォレスト・アライアンス認証 — 詳しくはra.org/jaをご覧ください



例:フルーツ&ハーブ・インフュージョン紅茶

認証マーク



茶類
66%認証ハーブ原料

+

原材料名欄

原材料:紅茶¹(50%)、シナモン¹(17%)、
オレンジピール(17%)、カルダモン¹
(8%)、クローブ¹(8%) ¹レインフォレスト・
アライアンス認証 — 詳しくはra.org/jaをご
覧ください

説明:この例では、シナモン、オレンジピール、カルダモン、クローブがハーブ原料と見なされ(付録Bのハーブ類・スパイス類の品目表に含まれています)、ハーブ原料に占める認証原料の割合を計算する際に考慮されます。これらのハーブ原料が製品全体の原料に占める割合は50%です。4つのハーブ原料のうち、レインフォレスト・アライアンス認証作物はシナモン、カルダモン、クローブで、これらを合わせると、すべてのハーブ原料に占める認証原料の割合は66%となります($(17+8+8) \times 0.5 = 66$)。このため、この製品のハーブ原料の66%がレインフォレスト・アライアンス認証だと表明することができます。また、この製品でハーブ原料に関して認証マークを使用するには、紅茶もレインフォレスト・アライアンス認証農場から調達されていなければなりません。これは、この章の4.2.1項目で説明した「認証原料要件」を満たすためです(ただし、前述のとおり例外が適用されます)。

マーク使用の資格条件を満たさない製品のラベル表示については第2章の2.3項目をご覧ください。複数梱包製品をはじめ特別な場合のラベル表示に際しての要件は第2章の2.4項目をご覧ください。



5 森林製品のラベル表示

5.1 マーク使用の資格条件

紙、家具、ギターなどの森林製品にマークを使用するための資格条件は、第2章とは異なります。レインフォレスト・アライアンスは、**森林認証やこの分野のサプライチェーン認証を提供していない**ためです。このため、森林製品には第2章の要件は適用されません。

森林製品には、フォレスト・アライズのマーク(下図の左側)を表示して訴求することができ、レインフォレスト・アライアンス認証マークは使用できません。



森林製品は、次の条件を**いずれも**満たしていれば、フォレスト・アライズのマークを使用する資格があります。

1. 森林管理協議会(FSC)の認証を受け、FSCの商標使用に関するすべての要件を満たした製品である。これには、FSCの規正文書「FSC-STD-50-001」をはじめ、FSCが策定・管理している規準枠組みの遵守が含まれる。
かつ
2. フォレスト・アライズに加盟し、フォレスト・アライズ加盟者に課される要件を積極的に満たしている企業、ブランド、組織である。

5.1.1 資格条件の例外

次のいずれかに該当する場合は、森林製品にフォレスト・アライズのマークを使用することはできません。

1. FSC認証が、非森林製品のパッケージに対するものである場合。例えば、食品や飲料がFSC認証の容器に入っている場合が、これに該当します。フォレスト・アライズのマークを使用するには、消費者や企業の購入する一次製品が森林製品でなければなりません。
2. プライベートブランド製品で、そのブランドではなく製造業者がフォレスト・アライズに加盟している場合。製造業者がフォレスト・アライズに加盟していても、それに基づいて製造業者の顧客がマークを使用することはできず、ブランドが独自にフォレスト・アライズに加盟していなければなりません。



5.2 ラベル表示に際しての要件

森林製品には、第2章で規定されたラベル表示に際しての要件は適用されませんが、[マークのグラフィック・ガイドライン](#)を遵守し、かつ次の要件に従う必要があります。

1. **マーク:** フォレスト・アライズのマークは、然るべき FSC の商標が製品に表示されている場合のみ表示することができ、またマークの大きさや配置の点で FSC の商標に不利をもたらしてはなりません。

かつ

2. **ウェブサイトへのリンク:** 消費者向けの素材に「ra.org/ja」を記載します。スペースが許せば、「[会社名]は Forest Allies に加盟しています。詳しくは ra.org/ja をご覧ください」の文言を記載することが推奨されます。



6 販促物

レインフォレスト・アライアンス認証製品を訴求する、または認証に関係した表明を行うウェブサイト、バナー、店頭表示、および他の種類の素材や情報発信では、認証マークを使用することが推奨されます。フォレスト・アライズのマーケティング素材では、当該企業がフォレスト・アライズに加盟し、その関連活動に参加していることを訴求します。フォレスト・アライズのマークは、特定の製品やブランドの販売促進のために使用することはできません。B2CとB2Bの両方の目的で使用するこれらの素材や情報発信はすべて、公の使用¹⁵に先だってレインフォレスト・アライアンスに提出し、発行前に使用の承認を受けなければなりません。その承認の手順は第9章をご覧ください。レインフォレスト・アライアンスについての説明文を記載する際の手引きについては第7章をご覧ください。

6.1 広告素材

広告素材には、店頭表示、チラシ、カタログ、ソーシャルメディアの投稿、ラジオコマーシャル、印刷広告、その他の種類の広告が含まれます。

6.1.1 ラベル表示に際しての要件

レインフォレスト・アライアンス認証マークを広告素材に使用するには、[レインフォレスト・アライアンスのグラフィック・ガイドライン](#)を遵守し、かつ次の要件に従う必要があります。

1. **認証マーク:** 製品パッケージでの表示方法(作物名の記載の有無など)に準拠し、かつ訴求するレインフォレスト・アライアンス認証製品の近くに配置します。

かつ

2. **ウェブサイトへのリンク:** 消費者向けのすべての素材にレインフォレスト・アライアンスのウェブサイトへのリンク(www.rainforest-alliance.org/jaまたは省略形のra.org/ja)を記載します。このURLは、素材のどこにでも表示できますが、認証マーク、認証原料、または説明文に明確なつながりのある場所に表示すべきです。

動画およびテレビコマーシャルの場合:レインフォレスト・アライアンスのウェブサイトへのリンクは、動画やテレビコマーシャル自体には含めず、代わりにその動画がホスティング(動画共有サービス)される場所(例: YouTubeの動画説明、ウェブサイト、メールのニュースレターなど)に記載することができます。1分以上のラジオおよび音声コマーシャルでは、ウェブサイトへのリンクを含めなければなりません(1分未満のラジオおよび音声コマーシャルでは、ウェブサイトへのリンクは省略できます)。

かつ

3. **独立した立場:** 独立した立場のマークであることを明らかにして、レインフォレスト・アライアンスが広告主やブランドだと受け止められることが決してないようにします(例えば、マークの大きさや配置に注意します)。

¹⁵ 公の使用とは、誰でもアクセスできるようにする、または一般の人に対して広く開示することを意味します。このため、商業関係においてのみ共有される素材(例: 取引業者間の販売に際してのみ使われるコーヒーの袋)で商標を使用する場合には、承認を申請する必要はありません。



6.1.2 フォレスト・アライズのラベル表示に際しての要件

フォレスト・アライズの活動を訴求する目的でフォレスト・アライズのマークを広告素材に使用するには、[レインフォレスト・アライアンスのグラフィック・ガイドライン](#)を遵守し、かつ次の要件に従う必要があります。

1. **マーク:**フォレスト・アライズのマークを使用します。
かつ
2. **ウェブサイトへのリンク:**消費者向けのすべての素材にレインフォレスト・アライアンスのウェブサイトへのリンク(www.rainforest-alliance.org/ja または省略形の ra.org/ja)を記載します。
かつ
3. **独立した立場:**独立した立場のマークであることを明らかにして、レインフォレスト・アライアンスが広告主やブランドだと受け止められることが決してないようにします。

6.2 ウェブサイト、プレスリリース

6.2.1 ラベル表示に際しての要件

レインフォレスト・アライアンス認証マークをウェブサイトやプレスリリースに使用するには、[レインフォレスト・アライアンスのグラフィック・ガイドライン](#)と前述の6.1.1項目のすべての要件を遵守し、かつ次の追加要件に従う必要があります。

認証マークの配置:ウェブサイトやプレスリリースに認証マークを表示する際は、レインフォレスト・アライアンスや具体的なレインフォレスト・アライアンス認証製品に言及している説明文の箇所に配置します。

6.2.2 フォレスト・アライズのラベル表示に際しての要件

フォレスト・アライズのマークをウェブサイトやプレスリリースに使用するには、[レインフォレスト・アライアンスのグラフィック・ガイドライン](#)と前述の6.1.2項目のすべての要件を遵守し、かつ次の追加要件に従う必要があります。

マークの配置:ウェブサイトやプレスリリースにフォレスト・アライズのマークを表示する際は、フォレスト・アライズやその活動に言及している説明文の箇所に配置します。

6.3 会社に関する資料

会社に関する資料には、年次報告書、会社案内、従業員向けの資料、研修資料、農場の看板、そのほかサプライヤーや顧客を対象とした業務上のあらゆる情報発信が含まれます。

認証マークを使用する際は、事業者名や製品のブランド名と誤解され得るような場所に表示したり、レインフォレスト・アライアンスに関係しない取り組みの保証をほのめかすような方法で表示したりしてはなりません。このため、一定の会社に関する資料には、マークの使用が認められません。例えば、請求書、配達伝票、社用箋、名刺、メールの電子署名が、これに該当します。



注: 不正確な情報が外部に伝わるリスクを回避するため、社内研修や社内広報を目的とした資料も、提出して承認を受ける必要があります。

6.3.1 ラベル表示に際しての要件

会社に関する資料に認証マークを使用するには、[レインフォレスト・アライアンスのグラフィック・ガイドライン](#)と前述の6.1.1項目のすべての要件を遵守する必要があります。

6.3.2 フォレスト・アライズのラベル表示に際しての要件

フォレスト・アライズの活動を訴求する目的でフォレスト・アライズのマークを会社に関する資料に使用するには、[レインフォレスト・アライアンスのグラフィック・ガイドライン](#)と前述の6.1.2項目のすべての要件を遵守する必要があります。



7 レインフォレスト・アライアンスについての説明方法

パートナーの皆様がレインフォレスト・アライアンスについて説明する際に、信頼性と透明性のある方法で持続可能性について効果的に伝えられるようサポートするため、説明の手引きを提供しています。持続可能性のストーリーを語り、レインフォレスト・アライアンスと一緒に取り組んでいる活動の意義と影響力を明確に説明するための要点や実用情報が盛り込まれています。

レインフォレスト・アライアンスに関する説明文は、任意の選択によりパッケージと販促物に記載することができます。ただし、企業とレインフォレスト・アライアンスの関係についての説明文をパッケージに記載するには、その製品が認証製品でなければなりません。販促物では、レインフォレスト・アライアンスについて、企業とレインフォレスト・アライアンスの関係について、またレインフォレスト・アライアンス認証製品についての説明文を入れることができます。

レインフォレスト・アライアンスに関する説明文としてパッケージや販促物に使うことのできる様々な文言は、[文例集](#)および[翻訳ガイド](#)をご覧ください。

注:レインフォレスト・アライアンスの承認の手順は、当団体の商標がどのように使用されているかを確認し、フィードバックを提供し、最終的に承認できるようにするために策定されています。この手順では、レインフォレスト・アライアンスの要件が遵守されているかどうかは確認しますが、数量や生産地の表明を確認するわけではありません。これらの側面を確認するための別の手順が設けられています。このため、そうした表明の正確さと信頼性を確認する責任は、なおもパートナー組織に課されます。



8 第三者による商標の使用

ジャーナリスト、学術研究者、メディア関係者をはじめ、他の種類の事業者や個人がレインフォレスト・アライアンスの商標を書籍、記事、論文などの発行物に使用したいと考える状況があることを、レインフォレスト・アライアンスは認識しています。その場合は、発行物の出版前に、審査と承認のための十分な時間があるよう余裕を持って、商標の使用許可をレインフォレスト・アライアンスの広報チーム(communications@ra.org)までメールで申請してください。

認証機関がレインフォレスト・アライアンスとの協力関係やレインフォレスト・アライアンスの基準に基づく審査活動について情報発信する際にレインフォレスト・アライアンスのロゴの使用を希望する場合は、cbmanagement@ra.orgまでご連絡ください。

注:農場事業者とサプライチェーン関係者は、レインフォレスト・アライアンスの商標使用に関する承認をメールで取得することはできません。サプライチェーンに関する付加的な規準(例:2020年版の使用許諾契約、トレーサビリティ、流通過程管理)を遵守する必要があるためです。詳細は[第1章の1.3項目](#)をご覧ください。

8.1 レインフォレスト・アライアンスによるマーケティングの支援

レインフォレスト・アライアンスのマーケティング・チームは、レインフォレスト・アライアンス認証原料を調達しているパートナー組織の持続可能性についての情報発信をサポートするため、[様々なサービスと事業開発の機会](#)を提供しています。消費者の認知向上を図るための戦略から、効果的な情報発信を行うためのツールや素材まで、詳細は[レインフォレスト・アライアンスのウェブサイト](#)をご覧ください。次のようなリソースや方法をご利用いただけます。

1. **事業開発の協力:** マーケティング・キャンペーン、オンライン・セミナー、イベント、会議、従業員向けの活動、消費者向けのプロモーション、店舗向けの販促素材や店頭表示などを共同制作します。
2. **マーケティング・ツール:** 文例集、情報発信の指針、写真および動画の素材、図解、生産者の声、デザイン素材などを提供しています。いずれも、レインフォレスト・アライアンスとの活動がもたらすポジティブな影響やレインフォレスト・アライアンスの認証マークの意味を貴社のお客様層に説明することを意図しています。
3. **「カエルを探そう」キャンペーン:** レインフォレスト・アライアンスと協力関係にあるブランドがB2BやB2Cのマーケティングとして展開できるカスタマイズ可能なキャンペーンです。
4. **「Frog Business News」:** レインフォレスト・アライアンスが協力企業向けに発行している隔月のニュースレターです。[こちら](#)からご購入いただけます。



9 承認の手順

レインフォレスト・アライアンスの商標を公に使用¹⁶する際は必ず、印刷や発行に先だって承認を受けなければなりません。これは、製品パッケージ、販促物、そのほかレインフォレスト・アライアンス認証製品やレインフォレスト・アライアンスとの協力関係・支援関係をB2CとB2Bの両方の目的で訴求するあらゆる情報発信に対して適用されます。商業関係においてのみ共有されるB2Bの素材で商標を使用する(このため一般の人に広く開示されるわけではない)場合には、承認は**必要ありません**。例えば、製造業者間の販売に際してのみ使われる卸売用パッケージや取引業者間の販売に際してのみ使われるコーヒーの袋¹⁷が、これに該当します。

ほとんどの場合は、[マーケットプレイス2.0](#)を使ってオンラインで承認を申請しなければなりません。が、メールで承認を申請できる例外もいくつかあります([第8章](#)をご覧ください)。

レインフォレスト・アライアンスの名称や他の商標の無断使用、侵害、希釈化を関知した場合は、直ちにレインフォレスト・アライアンスに通知する必要があります。レインフォレスト・アライアンスの商標を事前の許可なく複製もしくは複写する者に対しては、法的措置が取られる可能性があります。レインフォレスト・アライアンスは、使用許諾契約に則って、承認を撤回する権利を留保します。また、レインフォレスト・アライアンスの使命とブランドに整合しない製品の販促物への商標の使用を却下する権利を留保します。

9.1 素材の準備

承認のための素材を用意する際は、次の点に注意してください。

- 1. 完全なファイル:**承認の過程では、素材を完全な形で審査する必要があります。このため、素材のあらゆる側面に関するすべてのファイルを、オンラインの承認申請に含めてください。例えば、製品パッケージの承認を申請する場合は、パッケージのすべての面の文字と画像が判読可能な状態で見えていて、かつ[グラフィック・ガイドライン](#)に従っていないければなりません。プレスリリースでレインフォレスト・アライアンスの名称を使用する場合は、レインフォレスト・アライアンス認証やレインフォレスト・アライアンス自体に言及した段落だけでなく、プレスリリース全文をオンラインの承認申請に含めなければなりません。
- 2. 素材の翻訳版:**レインフォレスト・アライアンスの商標を使用する一般向けの販促物の**すべての言語のバージョン**に対して、オンラインで承認を申請する必要があります。様々な言語のバージョンの承認申請は、オリジナルの言語のバージョンと一緒に提出することもできれば、個別の承認申請として別途アップロードすることもできます。いずれの場合も、訳文は、メインの素材のファイルが画像のみの場合に簡単にコピー＆ペーストできる形式(例: Word、PowerPointなど)を使用すべきです。「レインフォレスト・アライアンス認証農園」などの定訳語は、[翻訳ガイド](#)に記載されています。また、[文例集](#)も、複数の言語に翻訳されています。

9.2 素材の提出

¹⁶ 公の使用とは、誰でもアクセスできるようにする、または一般の人に対して広く開示することを意味します。

¹⁷ B2Bの素材でも承認が必要なものがあります。例えば、小売業者に対して販売され、そのまま店頭で並べられるコーヒーの袋が、これに該当します。



レインフォレスト・アライアンスの認証プログラムは、これまで様々なプラットフォームで管理されてきました。加えて、新しい2020認証プログラムへの移行もあったため、商標使用の承認を申請するには、複数の手順を取る必要があります。

個別の状況に応じた手順ごとの申請方法の説明は、[こちら](#)をご覧ください。マーケットプレイス2.0や上記の承認の手順に関してご質問やご不明点がございましたら、カスタマーサクセス・チーム (customersuccess@ra.org) までご連絡ください。

マーケティング素材の制作を代理店に外注する場合は、発注元に代わってその代理店が、マーケットプレイス2.0から商標使用の承認を申請できます。代理店がレインフォレスト・アライアンスのシステムを使用する際は、[こちらのページ](#)で説明しています。

9.3 承認までの所要時間

マーケットプレイス2.0にアップロードされた商標の承認申請は、通常、**5～10営業日**以内に審査されます。

スケジュールを予定する際に、次の点にご注意ください。

新規の申請は、必ずしも10営業日以内に承認されるとは限りません。レインフォレスト・アライアンスがデザイン変更や要件の遵守を求める可能性があるためです。このことを考慮して、余裕を持って計画し、デザインの審査と承認に十分な時間を取るようしてください。

レインフォレスト・アライアンスでは、スピード承認の選択肢を導入すべく検討しています。この手順については、詳細が確定次第、情報をお伝えします。

9.4 承認の有効期間

承認の有効期間は、マーケットプレイス2.0でオンライン承認を受けてから**2年間**です。この2年間の終了時に、さらに2年間の更新¹⁸を申請することができます(マーケットプレイス2.0を使用します)。更新を申請しなかった場合は、そのまま失効となります。オリジナルのデザインや文言に変更を加えた場合は、新規の承認申請として、新しい素材をマーケットプレイス2.0にアップロードする必要があります。

¹⁸ ハーブ類・スパイス類に関しては、資格条件の含有率を高めていく計画があるため、付録Bの品目表に記載されたハーブ類・スパイス類に関する商標使用の承認は更新**できません**。承認が失効した後、新規の承認申請として、素材をマーケットプレイス2.0にアップロードする必要があります。



10 例外

10.1 レインフォレスト・アライアンスのカエル不使用の認証マーク

製品にカエルを使用することが文化的に許容されない一部の市場で、カエルを使用しないレインフォレスト・アライアンスの認証マークを提供しています。この認証マークの使用に際しての要件は、通常の認証マークの要件とまったく同じです。

このマークの使用は、現地の消費者に関する根拠に基づいて認められ、最初に customersuccess@ra.org に申請する必要があります。この当初の申請をレインフォレスト・アライアンスが審査した後、なおも [第9章](#) に記載された通常の手順に従って承認を取得する必要があります。

カエル不使用のマークは、次の市場では使用できません。

- 北米、中米、南米
- ヨーロッパ(ロシアとトルコを含む)
- 日本
- 中国
- オーストラリア、ニュージーランド

10.2 不可抗力

純粋に一組織ではコントロールできない状況が時として発生し、最善を尽くしたにもかかわらず、レインフォレスト・アライアンス認証マークを表示した製品が、本方針で規定された最低認証含有率の条件を一時的に満たせなくなることはあります。レインフォレスト・アライアンスは、個別の状況を詳細に分析したうえで、その状況次第では、認証マークの使用継続を一時的に承認することがあります。これには、農場、生産地のサプライヤー、もしくは認証製品が保管または製造されている工場や倉庫において、次のいずれかの状況が発生していることが条件となります。

- 自然災害(地震、暴風雨、火災、洪水、感染症の世界的流行のような公衆衛生上の緊急事態など)
- 戦争、暴動、爆発、その他の暴力行為が確認された出来事
- 政治、政府、規制に関する状況

レインフォレスト・アライアンスがこの種の状況による認証マークの使用継続を一時的に承認した場合、認証マークを使用する組織は、次のいずれかを行わなければなりません。

- ウェブサイトで情報を開示して、**一時的な中断**について消費者に説明します。この情報は、不可抗力の状況によって製品の認証含有率に影響が及んだ期間(継続中の場合も含まれます)を明記し、かつその製品が顧客に供給・出荷された期間全体にわたってウェブサイトにも明らかに掲載されるべきです。

または

- その状況が生産に影響している期間は、パッケージに記載する含有率を修正します。

または

- その状況が**恒久的な**場合は、使用許諾契約に則って、レインフォレスト・アライアンスの認証マークの使用を停止します。

作物の価格や品質の変化、および供給不足は、「不可抗力」の状況とは見なされません。



10.3 一時的な供給不足

前述の不可抗力の状況には関係しない理由で、認証作物の一時的な供給不足が起こることがあります。例えば、サプライヤーが契約を履行できなくなる、設備機器が故障する、輸送に問題が生じる、配送予定が変更されるといった状況が含まれます。このような場合、レインフォレスト・アライアンスでは、2つのことを達成しようとしています。ひとつは、影響を受ける消費者に対して透明に情報を開示すること、もうひとつは、一時的な需要減によって生産者に困難が及ばないようにすることです。

一時的な供給不足(例:継続期間が6か月未満)によってレインフォレスト・アライアンス認証マークを表示した製品がマーク使用の資格条件を満たせなくなる場合は、一時的な供給不足に関する対応を申請することができます。この選択肢は、一時的な供給不足によりレインフォレスト・アライアンス認証マークを表示した1つまたは複数の製品に次のいずれかの状況が発生する場合に使用できます。

- A. レインフォレスト・アライアンス認証マークを使用するための資格条件として定められた最低含有率または調達方法の規定(本方針の当該作物に関する規定)を満たせない。
- B. レインフォレスト・アライアンス認証原料の実際の含有率が、パッケージに記載された含有率を下回る。

一時的な供給不足に見舞われた組織は、次の3つの対応を取らなければなりません。

1. レインフォレスト・アライアンス認証マークの使用の承認を受けている、または承認を申請している組織が、レインフォレスト・アライアンスに連絡しなければなりません。これには、[レインフォレスト・アライアンスのウェブサイト](#)にある申請フォームに記入し、必要なすべての情報と書類を提出します。

かつ

2. 不足状況を引き起こした組織(たいていはブランドのサプライヤー)が、その後の12か月以内に、不足分に等しい量のレインフォレスト・アライアンス認証作物を追加で購入しなければなりません。この追加購入により不足分を補い、マーク使用の資格条件として求められる同等認証数量を実際にレインフォレスト・アライアンス認証生産者から購入することになります。この追加購入分は、その後、非認証製品に使用することができます。可能であれば、この別の製品に使用する追加購入分も、同じ国や地域から購入することで、需要減による困難がレインフォレスト・アライアンス認証農場に及ばないようにします。または、ブランドが別のサプライヤーから、もしくは当該サプライヤーに代わって、追加購入を行うこともできます。不足状況を引き起こしたのが農場であった場合、または農場が契約を履行できなかった場合は、ブランドが他のレインフォレスト・アライアンス認証農場から同等認証数量を購入しなければなりません。ただし、この要件は、すでにすべての製品にわたってその原料を100%、レインフォレスト・アライアンス認証作物で調達している組織には適用されません。

かつ

3. 認証マークを表示した製品を販売している組織が、ウェブサイトに情報を開示して、一時的な供給不足により製品の認証含有率に影響が及んだ期間(継続中の場合も含まれます)を明記しなければなりません。この情報は、その製品が顧客に供給・出荷された期間全体にわたってウェブサイトに明らかに掲載されていなければなりません。この情報開示に際しての文言は、マーケットプレイス2.0¹⁹にアップロードして審査を受けるべきです。一

¹⁹ この文言に対する承認を申請するには、[第9章](#)の手順に従ってください。



般向けのオンライン版の情報開示に表示されるものとまったく同じ文言および付随する画像の最終版がすべて提出されて初めて、承認が付与されます。

供給不足の状況を説明する文例

「平素より《組織名》の持続可能性に向けた取り組みならびに《製品名》向けレインフォレスト・アライアンス認証《作物名》の調達努力をご支援くださり、誠にありがとうございます。今般、特定の事由《可能であれば具体的内容を入れてください》により、弊社サプライヤーの一家において必要量の認証《作物名》を納入できない状況が生じました。このため、《開始日》から《終了日》までの間、弊社の《製品名》に含まれるレインフォレスト・アライアンス認証《作物名》は《〇〇%》のみとなります。この状況は《終了日》までには解消され、その後は弊社の《製品名》は《〇〇%》認証に戻る見込みです。今後も引き続き、《該当するレインフォレスト・アライアンスもしくは持続可能性の取り組み》に尽力して参りますので、ご迷惑をおかけしますが、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。」

または

「特定の事由《可能であれば具体的内容を入れてください》により、現在、レインフォレスト・アライアンス認証マークを表示した弊社の《ブランド名または製品名》に対して十分な認証《作物名》を調達することができない状況が生じております。このため、これらの製品には、現在、レインフォレスト・アライアンス認証原料が含まれていない《または〇〇%のみ含まれている》可能性があります。ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。供給不足が解消次第、《終了日》までにはレインフォレスト・アライアンス認証農場からの調達を再開できる見込みです。また、この供給不足の間に通常であれば調達したであろう数量と同量の認証《作物名》を今後追加購入することで、生産者をサポートし環境を保護する《または該当する他のレインフォレスト・アライアンスもしくは持続可能性の取り組み》ための役割を果たしていく所存です。」

10.4 その他の例外

一定の状況においては、パートナー組織とレインフォレスト・アライアンスの関係を消費者に伝える際の表現に変更を認めることがあります。このような例外が認められるかどうかは、当該ブランドのサプライチェーンの持続可能性がどのような規模と成熟度にあるかによって異なり、また消費者との間でより包括的な対話を行うためにそうした表現の変更が必要だとする正当な理由があるかどうかにもよります。そのような変更を要請する際は、レインフォレスト・アライアンスの貴社担当者にご連絡いただければ、その状況や要請の妥当性を評価させていただきます。その場合も、個別のデザインはすべて、本方針で規定された手順を通して承認を申請する必要があります。



11 本文書について

11.1 各国語版

本文書は、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、日本語、中国語、ポルトガル語、スペイン語で提供されています。英語版と他の言語の翻訳版に齟齬がある場合は、英語版が優先されます。

各国語の最新版は[レインフォレスト・アライアンスのウェブサイト](#)をご覧ください。

11.2 お問い合わせ先

レインフォレスト・アライアンスのカスタマーサクセス・チームは、いくつかの時間帯に担当者を配して、商標に関するお問い合わせに対応しています。customersuccess@ra.orgまでお気軽にご連絡ください。



付録

付録A: 認証基準

レインフォレスト・アライアンスの認証制度は、複数の認証基準を使用して、原料、農場、その他の組織の認証を区分しています。本方針では、これらをすべて「レインフォレスト・アライアンス認証」と呼んでいますが、それぞれの状況に適用される基準は、認証の規則によって異なる可能性があります。

特に、2018年にUTZとレインフォレスト・アライアンスが合併したのを受けて、UTZ 2015認証プログラムおよびレインフォレスト・アライアンス2017認証プログラムの利用者は、現在、[レインフォレスト・アライアンス2020認証プログラム\(2020年6月発行\)への移行](#)を進めています。このため、本文書における作物、農場、その他の組織の「レインフォレスト・アライアンス認証」とは、レインフォレスト・アライアンスのいずれかの基準(一部の作物では、Union for Ethical BioTradeが所有し、同団体との提携関係に則って使用されている基準が含まれます)に照らして、かつ相互認証の規則に則って認証されたものと定義することができます。

付録B: ハーブ類・スパイス類

作物または原材料の品目表:

付録Bの品目表の最新版は、レインフォレスト・アライアンスの[ウェブサイト](#)をご覧ください。

この品目表に記載されていない作物や原料は、ハーブ類・スパイス類に関するラベル表示の資格条件は満たさず、このため一般規則に従う必要があります。

含有率の引き上げ計画:

| | 2020年から 2021年12月31日まで | 2022年1月1日から 2025年12月31日まで | ____以降 |
|---------|--------------------------|------------------------------|--------|
| 最低認証含有率 | 40% | 50% | |



付録C:以前の商標の段階的廃止

本方針は、[レインフォレスト・アライアンスの認証マークと他の商標](#)の使用を統制する文書です。レインフォレスト・アライアンスの以前の認証マークやUTZの最新版のロゴを引き続き使用する際は、「[レインフォレスト・アライアンスの商標使用要件およびガイドライン](#)」または「[UTZラベルマークおよび商標方針](#)」に規定された方針、指針、手順が引き続き適用されます。

以前の商標の使用に関する申請は、**カカオ**を除くすべての作物で、2022年末まで受け付けます。ただし、可能なかぎり次回のデザイン改訂に際して、本文書に記載された新しいレインフォレスト・アライアンス認証マークを使用してデザインや素材を更新することが強く推奨されています。以前の商標の段階的廃止について、詳細は[レインフォレスト・アライアンスのウェブサイト](#)をご覧ください。

カカオに関しては、2020年9月1日をもって、以前の商標の使用に関する申請の受付を終了しました。カカオに関する取り組みについて、詳細は[レインフォレスト・アライアンスのウェブサイト](#)をご覧ください。



付録D: マーク使用の資格条件の例

| 複数原料製品 | 認証マークを使用できる状況 | 認証マークを使用できない状況 |
|--|---|--|
| チョコレートチップ・クッキー (砂糖、小麦粉、バター、ココアパウダー、天然バニラエッセンス、食塩) | カカオのみが認証原料 カカオとバニラが認証原料 | バニラのみが認証原料 |
| スムージー (バナナ、パイナップル、牛乳) | バナナのみが認証原料 バナナとパイナップルが認証原料 | パイナップルのみが認証原料 |
| アールグレイ紅茶 (紅茶、ベルガモット香料) | 紅茶のみが認証原料 紅茶とベルガモットが認証原料 | ベルガモットのみが認証原料 |
| ブルーベリー・アイスクリーム (牛乳、砂糖、ブルーベリー、天然バニラエッセンス) | バニラのみが認証原料 ブルーベリーのみが認証原料 バニラとブルーベリーが認証原料 | 該当なし |
| チョコレートがけコーヒー豆 (コーヒー、チョコレート) | コーヒーのみが認証原料 カカオのみが認証原料 コーヒーとカカオが認証原料 | 該当なし |
| ヘーゼルナッツ入りバニラ・アイスクリーム (牛乳、砂糖、バニラ、ヘーゼルナッツ、食塩) | ヘーゼルナッツのみが認証原料 ヘーゼルナッツとバニラが認証原料 | バニラのみが認証原料 |
| モロッコ風ミントティー(ミント、リコリス) | ミントのみが認証原料 リコリスのみが認証原料 ミントとリコリスが認証原料 | 該当なし |
| チャイティー (紅茶20%、カカオ外皮8%、カカオ5%、シナモン、カルダモン、ショウガ、クローブ、白コショウ) | 紅茶のみが認証原料 カカオのみが認証原料 紅茶とカカオが認証原料 カカオと紅茶の両方またはいずれか、およびハーブ類・スパイス類の組み合わせが認証原料 | ハーブ類・スパイス類の組み合わせのみが認証原料(総重量に占める茶類とカカオの割合がどちらも3%以上であるため) |
| ハーブティー (レモングラス、フェンネル、ルイボス、バナナ2%) | 原料のいずれかが認証原料 原料の組み合わせが認証原料 | 制限なし(総重量に占めるバナナの割合が3%未満であるため) |
| チャイティー (カカオ2.9%、シナモン、カルダモン、ショウガ、ローストチコリー、クローブ、黒コショウ、香料、キャリアとして紅茶5%) | 原料のいずれかが認証原料 原料の組み合わせが認証原料 | 制限なし(総重量に占めるカカオの割合が3%未満であり、かつ紅茶は5%だがアロマのキャリアとして使われているため) |